

◆第1回都市計画GIS検討会（22.07.25）の主な意見と対応方針（案）

発言者	主な意見	対応方針（案）
1	都市計画基礎調査実施要項改訂にあたって、その時代に即して都市計画がどうあるべきかを汲み取って、それに必要なデータ整備が重要である（例：立地適正化計画や緑の基本計画などの検討に提供すべきデータ）。	※第2回検討会にて真鍋委員より話題提供（資料4-1）
2	都市計画基礎調査のスケラビリティについて、都道府県を跨いだ広域分析を行う際、各都道府県で仕様異なる場合には、データの調整が必要となる。また、地域の実情に応じて必要なデータの内容は異なるため、用途分類等に関して大きく括するような工夫（統一コードの整備）があるとデータの利用促進につながるであろう。	【国】対照表等による過渡期対応、データ標準化の推進（実施要領改訂等） 都市計画基礎調査に関して、国の要領と各都道府県の対応状況については対照表として公開しているが、あくまで過渡期対応としての扱いである。 https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001478861.pdf 【自治体】国実施要領への準拠（独自仕様は継続実施） 【受託事業者】上記要領に基づくデータ整備
3	真鍋委員 各自治体がオープン化するにあたって、どこまでを個人情報として扱うかの基準等が国の指針として示されると、取組が一層推進されるのではないだろうか。	【国】現状の取組状況について共有予定 【自治体】庁内での合意形成
4	（検討会後コメント：都市計画分野および他分野とのデータ連携の位置づけ） 建築確認データ、税に関するデータ、住民基本台帳データ、など空間的に整理することで、より高度に都市計画実務を実現できるものは少なくない。行政制度としてのルールと、デジタル制度（要は「システム」）のルール（仕様）を示すような形が望ましいという議論が必要ではなからうか。	※今後の検討会にて議論予定
5	（検討会後コメント：自治体職員のGISスキル） 行政職員と受注事業者とのそれぞれに必要な知識の整理も重要ではあるが、自治体職員が、例えばWordやExcelを使いこなすような感覚で、GISが使えるようになる未来を想像することも必要ではないか。	※今後の検討会にて議論予定 第2回検討会において佐々木委員より都市計画決定情報簡易ビューアーについて話題提供（資料4-3）
6	データの公開が進まない現状に対して、庁内向けの活用事例の紹介に加えて、可能な範囲で、外部でのユースケースや都市計画情報を活用したサービス・取組事例、データ活用ニーズなどをガイダンスで紹介することを検討いただきたい。	【国】PLATEAUにおける都市計画情報の活用事例等についてガイダンスに反映 ※第2回検討会において事務局より説明（資料2） 【自治体】庁内におけるオープンデータ化の機運醸成、取組推進
7	下山委員 データ品質について、政府CIOポータルにて「データ品質管理ガイドブック」を公開している。データの評価に関する12項目を取りまとめているので、今後の他分野とのデータ連携等も見据えて参照いただきたい。	【国】必要な内容について製品仕様書に反映 ※第2回検討会において事務局より説明（資料3-2） 【自治体】特記仕様書等への製品仕様書の参照文書記載 【受託事業者】製品仕様書に基づく適切なデータ整備
8	標準化という観点について、各自治体が詳細に調査している情報をやめてしまっても共通化するのはもったいないので、詳細データは残して頂きたい。一方で共通化できる部分については、都市計画以外の分野との連携も含めて、既存の流通データ（コード）と整合が図れるとよい。政府相互運用性フレームワーク（GIF）で指定されている汎用コードなどを参照して整理いただけると良いかと思う。	【国】必要な内容について製品仕様書や基礎調査実施要領に反映 【自治体】特記仕様書等への製品仕様書や基礎調査実施要領の参照文書記載 【受託事業者】製品仕様書等に基づく適切なデータ整備
9	アンケートによると製品仕様書はそもそも利用されていない。今回改訂したとしても自治体に利用してもらうための自治体のモチベーションや実務側での民間への普及策を考える必要がある。	※（参考）過年度の基礎調査オープン化ガイドライン発出後は、地域ブロック研修や大阪府でのGIS研修を実施し、ガイドラインの目的や意図等を自治体周知
10	瀬戸委員 様々なツールやフォーマットのデータがある中で、統一的に表示できるビューワーで完結できる環境を求めていくことになるであろう。CityGMLはデータ変換しやすい特長を有しているが、将来的にはデータ変換を意識せず使える環境も整備されるとよい。	【都市計画協会】都市計画決定情報簡易ビューアーを開発予定 【国】当該ツールの普及啓発 【自治体/民間】当該ツールの積極的な利用（施策検討/ビジネス活用）
11	データのオープン化は最後に捉えられがちだが、オープン化する前提にたってデータをどう整備するか考える必要がある。	【国】ガイダンスにて左記の考え方を掲載、普及啓発 【自治体】従来の考え方の見直し
12	将来的に登記や所有権関連のデータと都市計画情報とが連携することが重要である。今までは誰が持っているかわからないで都市計画を定めていたが、本来は誰が持っているかを知らながら検討すべきであり、将来的な可能性を感じる部分である。	【国】関連する技術実証を実施予定であり、ガイダンスに成果を反映予定 【自治体】有益な取組について庁内で実践し、都市計画情報の高度化を図る
13	佐々木委員 都市計画基礎調査を更に義務的に縛っても意味がない。むしろ他で整備されている外部データと連携することで都道府県の事務負担を軽減できるとよい。例えば、固定資産税データが使用できないというのは目的外使用を法律で禁止しているからであるが、災害対策など、安心・安全のために必要な場面では使用できるようにしている事例もある。	【国】固定資産課税台帳データの取扱いについては総務省との協議状況を共有予定 【自治体】庁内での合意形成
14	高松市 自治体は財源が厳しくなってきたため、持続的な取組のためにもデータ整備の効率化と高度化をセットで考える必要がある。	【国】ガイダンスにてデータ整備の効率化と高度化の重要性をセットで訴求 【自治体】データ整備の効率化・高度化を図り持続的な都市経営を実践
15	宗像市 紙の場合はそこだけみればよいが、デジタル化する過程では日本全国を統一していくことが必要である。一方、各自治体で色々な表示の仕方があり、仕様を統一化することからはじめる必要があり、いきなりではなく、緩やかに変えていかなるを得ない。	【国】製品仕様書や技術実証を通じて、今年度どこまで対応可能かを見極めて成果を発信 【自治体】デジタル化及びデータの標準化の推進